

○順天堂大学科学研究費補助金等取扱規程

平成18年4月1日

規第平17—23号

(趣旨)

第1条 この規程は、科学研究費補助金(以下「補助金」という。)の制度変更に対応するため、順天堂大学(以下「本学」という。)と研究者との関係を明確にし、従前より遵守している補助金管理に関する本学の内規を成文化するために制定するものである。

(目的)

第2条 本学における補助金の取扱いについては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同施行令(昭和30年法令第255号)、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)その他法令及び本学の諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「研究者」とは、本学教職員等で補助金の交付を受けた者をいう。
- (2) 「直接経費」とは、補助金による研究の遂行に直接必要な経費に係る補助金をいう。
- (3) 「間接経費」とは、補助金による研究の実施にともなう管理等に必要な経費として、本学が使用する経費に係る補助金をいう。

(申請等の事務)

第4条 本学は、補助金の申請者に代わり、補助金に係る応募・交付申請、その他諸手続きを行う。

(設備等の寄付)

第5条 研究者は、直接経費により購入した設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を、購入後直ちに本学に寄付しなければならない。

2 寄付を行った研究者が他の研究機関に所属した場合に、寄付を行った設備等の返還を求めたときは、本学は当該研究者にその設備等を返還する。

(間接経費の譲渡)

第6条 研究者は、間接経費を本学に譲渡しなければならない。

2 間接経費を譲渡した研究者が他の研究機関に所属した場合には、所属先の研究機関が間接経費を受け入れないこととしている場合を除き、本学は直接経費の残額の30%に相

当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

(研究支援者の雇用)

第7条 研究者は、研究の遂行に必要となる研究支援者を、当該研究者の補助金の予算内において、受け入れることができる。ただし、本学が当該研究支援者を雇用する場合に限る。

2 研究支援者として雇用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 当該補助金に係る研究分担者を除く研究者

(2) 大学院医学研究科博士課程3年次以上又はスポーツ健康科学研究科博士後期課程に在籍する学生

(3) 前各号に相当する専門技術を有する者

3 研究支援者の給与等は、本学の他の職員の給与等との均衡を考慮のうえ、決定する。

4 研究支援者は、当該補助金による研究遂行に係る業務にのみ従事する。

(補助金の管理)

第8条 本学は、補助金を預り金として取扱い、管理する。

2 本学は、研究者に代わり補助金の経理事務を行い、収支簿等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管する。

3 研究者は、直接経費により生じた利子を本学へ譲渡しなければならない。その場合、利子は間接経費に充てる。

(補助金交付前の研究実施)

第9条 研究者は、前年度から継続する研究課題について4月1日から、また、新たに採択された研究課題については内定通知を受領したときから、研究を開始し必要な契約等を行える。

2 補助金交付前に経費が必要な場合は、事前に本学に申請し承認を得なければならない。

3 本学が必要な経費を立替えた場合、研究者は補助金受領後、速やかに当該経費を精算しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、補助金の事務取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。